

むかわ町随意契約ガイドライン

随意契約ガイドライン 目次

1	はじめに	1
2	ガイドラインの対象	1
3	随意契約とは	2
4	留意すべき事項	3
5	随意契約ができる場合	5
	(1)少額の契約	5
	(2)その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき	6
	(3)特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき	8
	(4)新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等の契約をするとき	10
	(5)緊急の必要によるもの	11
	(6)競争入札に付することが不利なもの	13
	(7)時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの	15
	(8)競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき	16
	(9)競争入札において落札者が契約を締結しないとき	18
6	一者による随意契約について	19
7	業者選定（むかわ町入札参加者指名選考委員会）について	20
8	契約内容の公表について	21

（制定：令和6年5月31日）

（改正：令和7年4月 1日）

1 はじめに

地方公共団体が締結する契約は、住民福祉の向上に資するために行う事務・事業の目的達成の手段として締結されるものであり、通常、これらの契約の多くは公金の支出を伴うことから、その手続については極めて厳格な公共性が要求されるものとなっている。

このことから、契約の3原則として、「公正性の確保」「経済性の確保」「適正履行の確保」が挙げられ、これらを兼ね備えた契約が適正な契約であり、そのための契約方法の原則は競争入札であり、随意契約はあくまでも契約方法の例外である。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比べ手続きが簡略であり、しかも契約の相手方を任意に選定できるという長所がある一方、契約が特定の業者に偏ることや、契約金額が業務の内容に比べて割高になるなどの弊害を生みやすいという短所がある。

そのため、随意契約によるかどうかは地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、むかわ町財務規則（平成18年規則第59号。以下「財務規則」という。）及び本ガイドラインに基づき、安易に随意契約とするのではなく慎重に事務を進めなくてはならない。

そこで、競争入札を原則とする契約において、随意契約の妥当性を客観的に判断し、適正かつ円滑な運用を確保するため、例外的方法である「随意契約」についての標準的な解釈・指針を示すものとして、ガイドラインを定めるものである。

2 ガイドラインの対象

随意契約ガイドラインの対象は、本町が締結する全ての契約とする。

なお、地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、施行令第167条の2第1項各号を、地方公営企業法施行令第21条の13第1項各号に読み替えるものとする。

3 随意契約とは

「随意契約」とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比べ、手続きが簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なく、しかも相手方が特定した者であるため競争入札によってはその全てを満たすことのできないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力等を熟知のうえ選定することができるから、その運用が適切なものであれば、その長所を發揮し、所期の目的を達成することができる。（第一法規株式会社「地方公共団体 契約事務ハンドブック」から抜粋）

しかしながら、地方公共団体の契約は、競争入札を原則としていることから、安易に随意契約とすることは、厳に慎むよう注意しなければならない。

随意契約には、複数の者から見積書を徴する「競争見積方式による随意契約」と1者のみから見積書を徴する「特命随意契約（1者随契）」がある。「競争見積方式による随意契約」と「特命随意契約」とのいずれかが適用されるかについては、地方自治法、同法施行令、財務規則でその業務内容を基に適正に判断をしなければならない。随意契約の執行に当たっても、競争により、より有利な契約を締結できる可能性がある場合には、複数の者から見積書を徴するものとなる。競争入札においては、原則として価格についての競争であるから、定められた範囲の中で最低価格の者と契約しなければならないこととなるが、随意契約においては、見積書の提出が契約の申込みに当たり、町がこれを承諾することによって契約が成立することとなるため、必ずしも価格のみならず、他の要素を含めて契約の相手方を決定できるとされている。言い換えれば、中身、内容等を比較検討した結果、町として最も有利となる条件を掲示した者と契約することができるものである。

ただし、最低価格者以外の者を採用する場合には、その理由を明確にしておくことが必要である。

●注意

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外である。

すなわち一般競争入札によって契約を締結することが公共の目的に反し、事業の能率的な運営を阻害すると認められるような場合、一般競争入札によることが不利益な場合、客観的に困難であると認められるような場合までも、一般競争入札によらせることは適当ではないので、指名競争入札や随意契約といった例外方式の採用を認めたものである。

随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件（割高な価格）による契約の締結まで許容したものではない。「有利な価格によって契約を締結すべき」ということは、競争入札であろうと随意契約であろうと全ての契約を通じて適用される不変の大規則である。

4 留意すべき事項

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、随意契約を行おうとするときは、次の点に留意することが必要である。

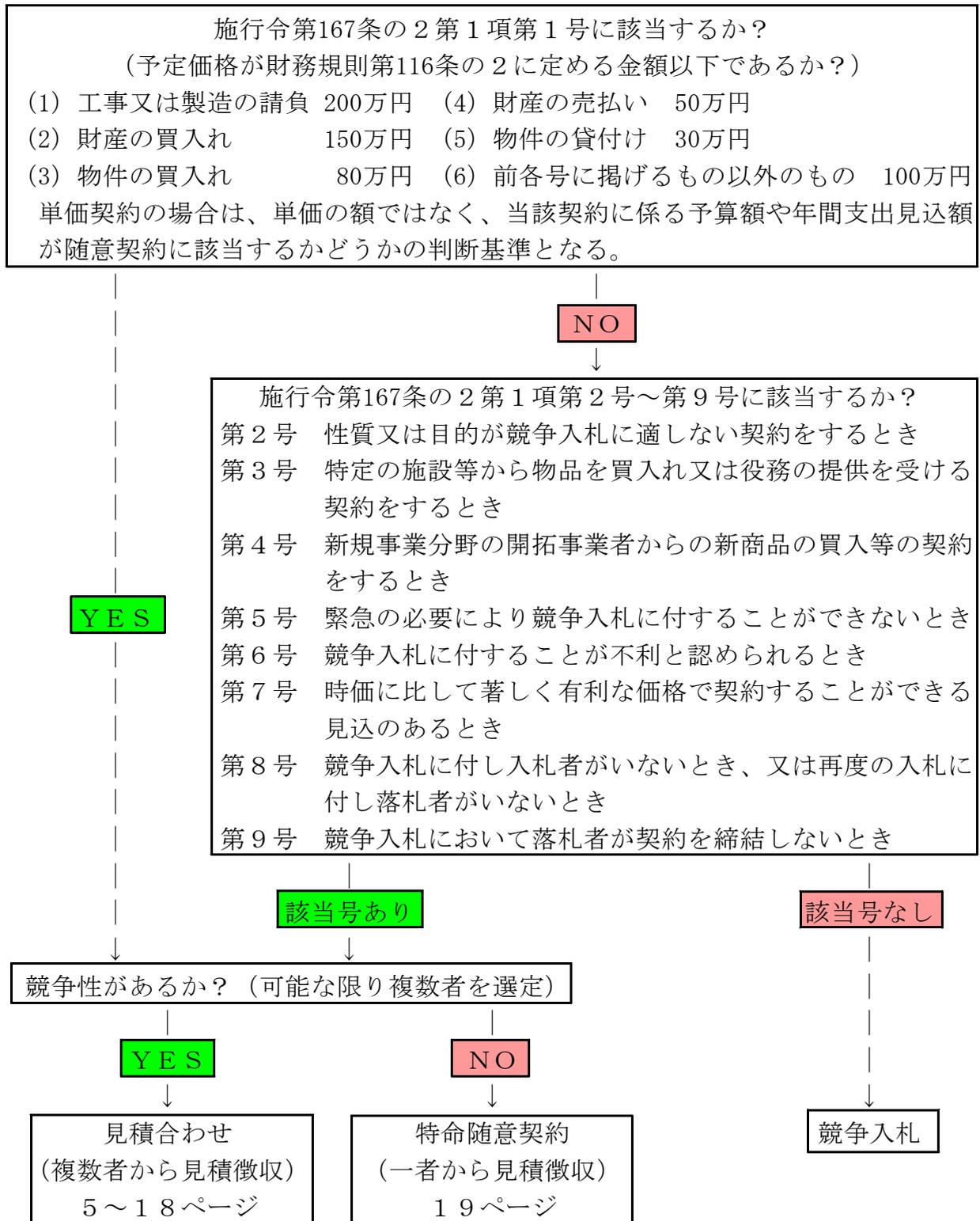
- ① 業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは、随意契約の理由とはならない。
- ② 用途に鑑み、品質、機能等において、同一の他の物件が存在する場合には、競争入札に付することが原則である。
- ③ 随意契約による契約方法が簡便であるとして、契約を故意に細分化し、適用を図るようなことがあってはならない。

なお、見積書を徴収する相手方の選定は、原則として、施行令第167条の4、第167条の11、財務規則第113条を順用する。

～競争入札を原則とする契約方式の例外に該当するかを必ずチェック！～

- 今までの前例で判断をしていないか。
 - ・ 随意契約とした合理的理由があるか。
 - ・ 理由は、公表となる場合がある。
- 法令で随意契約が可能となっているか。
 - ・ 法令の改正等を行われていないか。
 - ・ 長期継続契約による競争入札とできないか。
(むかわ町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年3月27日施行）)
- 工夫しても競争入札できないか。
 - ・ 仕様書の内容に問題はないか。
- 競争入札をするよりも、不利にならないか。
 - ・ 価格面や工期等で問題はないか。
- 排他的権利（特殊な技術・設備等、特許権、著作権等）があるか。
 - ・ 既に、同種の業務で一般化されてないか。
 - ・ 有資格者は変更されてないか。
- 契約の相手方として、その相手方（唯一）しかないか。

契約方法選択のフローチャート



5 随意契約ができる場合

(1) 少額の契約（施行令第167条の2第1項第1号）

売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が施行令別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じた同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき。

この号は、契約事務の簡素化及び効率化の観点から、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、随意契約によることができることとされている。

しかしながら、本号に該当させるため、一括発注できる案件を合理的な理由もなく分割して発注することはできない。そのような行為は実質的には違法行為であり、厳に慎まなければならない。

財務規則では、次のように定めている。

【財務規則第116条の2】

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

【特記事項】

- ① 金額が施行令第167条の2第1項第1号の範囲内で、他の号（2～9号）と適用理由が重なった場合には、1号が優先適用となる。
- ② 買取りの場合は、財産の買入れに該当する。
- ③ 「財産の買入れ」には、備品購入等が該当するが、不動産、動産の有体のみならず、特許権等の無体財産も含む。
- ④ 業務委託は、役務の提供、請負その他の契約であり、財務規則第116条の2第1項第6号に該当する。
- ⑤ 複数年の物品の借入れの場合、予定賃借料の総額により判断する。

(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

(施行令第167条の2第1項第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。

この号においては、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が決定されることとなる。ここで、「その性質又は目的」とは、通常は「契約の内容」と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用される。

【共通事項】

① 国又は地方公共団体との直接契約の場合

公法人、公益法人等利益の追求を目的としていない団体との契約含む。

② 企画提案方式等、業務の内容が入札に適しない場合

【工事等】

① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合

ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事

イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事

ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事

エ ガス事業法等の法令の規定に基づき施工者が特定される工事

② 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合

ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事

イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事

ウ 文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

【物品納入・業務委託等】

① 額面価格が定められているものなど、競争性がないと認められる場合

・郵便はがき及び切手、収入印紙、新聞、官報等

② 地方公共団体の行為を秘密にする必要がある場合

・試験問題の印刷物の発注等

③ 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合

・不動産の買入れ等

- ④ 特殊な性質を有する品物の買入れ、買入れ先が特定されている特殊な技術（特許等）を必要とする場合
 - ・町有の材木を売払い、その材木で特殊な机を製造させるような場合
- ⑤ 町が試験をするため物品の製造等をさせる場合
 - ・特殊な規格、品質等が要求される場合等
- ⑥ 特定のものでなければ役務を提供することができない場合
 - ・特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守・点検業務の場合等
 - ・埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある場合
- ⑦ 電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する場合
- ⑧ 既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれのある場合
- ⑨ 法令等により契約の相手方が特定されている場合
- ⑩ 町内の医療機関で健康診断等を受診できるようにするため、医療機関と締結する健康診断業務等を実施する場合
- ⑪ 施設の維持管理において、他の施設（町以外の者が所有管理する施設含む。）と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生じるため、他の施設の維持管理をしているものに委託する場合
- ⑫ 契約の相手方等と締結した他の契約、協定、覚書その他の文書において、合理的な理由により、あらかじめ契約の相手方が決定している場合

●注意

本号を適用する手続きとして、仕様内容を民間事業者のノウハウにより、より一層の向上を要求するプロポーザル方式があげられるが、これらの方式の採用に当たっては、参加業者の範囲の特定及び内容審査等について、公平性、透明性の確保に留意することが必要であることから、選定委員会を設置する。

調査、研究等に係る一連の契約で、先行する契約により契約の相手方が得るデータ、ノウハウ等が後続する契約の履行に必要な場合は、当初の契約において、取得するデータ等のうち後続する契約の履行に必要な全てのデータを町に提出する旨を仕様書に定め、後続する契約を競争入札にするよう務める。

(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき
(施行令第167条の2第1項第3号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

障害福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができる」とされている。

この号による随意契約の対象となるのは、上記に掲げる福祉施設関連施設等において製作された物品を当該福祉施設関連施設等から買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合である。工事契約は該当しない。

[区分]

- ・ 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所において製作された物品及び提供できる役務
- ・ シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合から提供できる役務
- ・ 母子・父子福祉団体から提供できる役務

【特記事項】

なお、物品の買い入れ、又は役務の提供を受けるに当たり、3号を適用して随意契約を締結するには、地方自治法施行規則第12条の2の21の規定により地方公共団体の長による認定を受けていることが要件となる。

(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等の契約をするとき

(施行令第167条の2第1項第4号)

新商品の生産により、新たな事業分野の開拓を図る者として、総務省令で定めるところにより、普通地方公共団体の長の認定を受けた者が、新商品として生産する物品を、当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により、新たな事業分野の開拓を図る者として、総務省令で定めるところにより、普通地方公共団体の長の認定を受けた者から、普通地方公共団体の規則で定める手続により、新役務の提供を受ける契約をするとき。

施行令の規定に基づき、地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするときには、随意契約により行うことができることとされている。

地方自治法施行規則第12条の3により認定を受けた事業者は、生産、加工又は役務の提供において、その生産物等には新規性があり、他の者による同種の生産物若しくは役務よりも優れた機能性がある、他に類がなく、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益を享受することができることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものであると考えられる。

この号による随意契約の対象となるのは、新商品を買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約である。工事契約は該当しない。

[区分]

- ・町の認定を受けた者が新商品として生産する物品

(5) 緊急の必要によるもの

(施行令第167条の2第1項第5号)

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

この号において、「緊急の必要」とは、例えば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続を取っていたのでは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなる場合である。

要点

○災害時等の緊急の必要があつて、競争入札による手続をとることが、目的、時期を失し、町にとって不利益を被る場合。

●緊急の対応を行わなければ、町民生活等への重大な支障をおよぼす恐れがある場合。

●町民生活等への影響を考慮して判断するものであり、事故や故障をもって、直ちに本号を適用できるものではない。

●可能な場合には、複数の事業者から見積を徴取するなど、経済的合理性に留意すること。

【工事等】

① 緊急に施工しなければならない工事であつて、競争入札に付す時間的余裕がない場合

ア 道路陥没、地すべり、堤防崩壊等の災害に伴う応急工事

イ 水道・下水道管の漏水、電気・機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事

ウ 災害の未然防止のための応急工事

【物品納入・業務委託等】

① 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う復旧用資材の買入れや復旧用資材の運搬車両を借入れる場合

② 水道・下水道施設等の設備機能等の故障において、直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合

③ 電気・機械設備等の故障に伴う応急復旧の場合

④ 感染症発症時において、緊急に行わなければならない蔓延防止のための薬品、衛生材料を買い入れる場合

⑤ OAシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の町民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ、町民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合

⑥ 天変地異その他災害等により緊急に調達のある場合

⑦ 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害への対応やその未然防止に伴う資材運搬や警備等の緊急対応業務を実施する場合

⑧ 堤防、橋りょう、遊具等の緊急点検などの災害の未然防止のための応急業務を

実施する場合

- ⑨ エレベーターや医療機器などの特定機器の故障に伴う応急復旧業務を実施する場合
- ⑩ 公の秩序維持のための警備に関連する業務、災害発生時の住民避難に関する業務を実施する場合
- ⑪ 選挙など法令等の規定により業務を行う期間が短いことから緊急に必要とするものを調達する場合

☛注意

設備機器に関する事故発生時や災害時等、緊急の必要により競争に付する時間的余裕がないときのほかは適用せず、濫用は許されない。したがって、単に事務処理が間に合わないという理由のみでは適用すべきではない。

(6)競争入札に付することが不利なもの

(施行令第167条の2第1項第6号)

競争入札に付することが不利と認められるとき。

この号において、「不利」の解釈は、価格面の有利、不利であるが、その業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定することが要求される。

要点

- 契約履行中の者に履行させた場合、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合。
- 現に契約履行中の契約に直接関連する契約で一定の条件を満たした場合。
- 早急に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがある場合。
- 契約の履行に当たり、ノウハウ、データ等の取得、業務への習熟、対象となる市民等の協力を得るための信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約を締結しようとする場合。

【工事等】

- ① 現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加工事
 - イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- ② 前工事に引き続き施工される工事（以下「後工事」という。）で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、契約不適合責任の範囲が不明確になる等密接不可分の関係にあるため、技術的に一貫した施工が必要とされる当該後工事
 - イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備は引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- ③ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合
 - ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事
 - イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

☛注意

工事等の設計変更に伴う適正な措置について、当初工事と追加工事の関連性(施工場所、施工目的、工種、変更額の割合等)を勘案し、追加工事を安易に随意契約にすることのないように慎重に判断する必要がある。

【物品納入・業務委託等】

- ① 現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期しなかった事情の変化等により必要となった業務であること。
 - イ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務であること。
- ② 早急に契約をしなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなる場合
- ③ 契約金額以外の条件が町にとって不利となる場合(品質・性能等の要素が業者によって異なる場合等)、(運送、保管等の際の地理的条件等により町に不利となる場合等)
- ④ 複数単価契約等により、競争入札に付することが不可能な場合
- ⑤ リース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って再リースを行う場合

☛注意

施行令第167条の2第1項第6号は、見積相手方が1者となる場合があり同項第2号と接近していると見受けられるが、同項第2号は、その者しか履行できない場合であるのに対し、同項第6号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合である。

(7)時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

(施行令第167条の2第1項第7号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

この号において、「著しく有利な価格」の考え方について、一般的に品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合よりも誰がみてもはるかに有利な価格で契約できる場合である。

要点

○一般的に品質、性能等が他と比較して問題なく、かつ時価を基準とした予定価格から勘案しても競争入札に付した場合よりはるかに有利な価格で契約できる場合。

●「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準は明確にできるものではなく、「競争入札に付した場合より安価」になる事の判断も不確定であることから本号を適用する場合は、市場調査を行う等、慎重に決定すること。また、工事に関しては「公共工事の品質確保」という観点でも、慎重に判断をすること。

【工事等】

- ① 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することが認められる場合
- ② 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

【物品納入・業務委託等】

- ① ある物品を購入するに当たり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合
- ② 特定の施工者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

注意

「著しく有利な価格」とは、どの程度の価格をいうかは個々具体の事案によって異なる。

(8)競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき

(施行令第167条の2第1項第8号)

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

この号において、「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず、入札者がいないときである。

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付することができるが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができるとされている。

【共通事項】

- ① 入札公告、指名通知を行ったが、入札参加者がいない場合。
- ② 開札後、再度入札を実施したが、落札者がいない場合。

【特記事項】

- ① 本号を適用する場合でも、見積書の聴取は必要である。
- ② 「契約保証金」及び「履行期限」を除くほか、予定価格その他の条件の変更は認められていない。(施行令第167条の2第2項)

☛注意

施行令第167条の2第1項第8号に規定する「再度の入札」は、「再度入札」と「再度公告入札」に分けられる。

「再度入札」とは、開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格入札がないとき。）直ちにその場で（電子入札の場合においては、発注者により定められた期日に）行う入札をいう。

「再度公告入札」とは、入札価格のうちに予定価格の制限に達しないものがない場合のほか、入札者のない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再び公告をした後に改めて入札を行うことをいう。

（「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和3年12月20日付け国会公契第37号、国官技第206号、国営管第508号、国営計第146号、国北予第45号）から抜粋）

3. 入札不調の際の随意契約の実施について

入札不調により契約に至らない工事等について、以下の条件を全て満たす場合は、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定による随意契約（以下「不調随契」という。）によることができる。

- ① 品質を確保した上で、入札参加資格要件（技術要件、地域要件、対象等級）を最大限緩和していること。
- ② 見積もりの積極活用、調達実態を反映した設計変更、施工箇所が点在する工事の間接費の積算等、積算上最大限の対策を講じていること。
- ③ 過去の不調発生状況から、競争入札手続を行った場合に、入札者の見込みがない可能性が高いと判断されること。

なお、1回の入札不調で不調随契への移行も可能ではあるが、上記条件を全て満たすことを適切に確認すること。また、必要な対策を講じずに再公告を行い、入札不調が繰り返されることにならないよう十分留意すること。

(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき

(施行令第167条の2第1項第9号)

落札者が契約を締結しないとき。

一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札者の決定後、当該落札者が契約を締結しないときには、随意契約をすることができる。

落札者が契約を締結しないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付すことができるが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができるとされている。

【特記事項】

- ① 本号を適用する場合でも、見積書の徴取は必要である。
- ② 「履行期限」を除くほか、予定価格その他の条件の変更は認められていない。
(施行令第167条の2第2項)
- ③ 当初落札者が入札した落札金額の範囲内で契約すること。(同上)

6 一者による随意契約について

施行令第167条の2第1項各号に該当し、かつ、財務規則第117条第3項各号のいずれかに該当することが認められる場合には、一者による随意契約(以下「一者特命随意契約」という。)ができる。

【財務規則第117条第3項】

契約担当者等は、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を指示し、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

ただし、次に掲げる契約の性質又は目的上2人以上の者から見積書を徴することができないと認める場合には、1人の者から見積書を徴することができる。

- (1) 町の行為を秘密にする必要があるとき
- (2) 契約の目的物が代替性のないものであるとき又は町に著しく有利な条件で契約するなど競争に適しない契約をするとき。
- (3) 条例の規定により財産の譲与又は無償貸付をすることができる者にその財産を売り払うとき
- (4) 軽微な工事を関係住民の共同請負に付するとき
- (5) 慈善のために設立された救護施設又は営利を目的としない法人又は組合若しくはその連合会と契約するとき。
- (6) 政令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づき契約するとき。
- (7) 再度の入札に付し落札者がいない場合において、当該入札で最高又は最低の価格をもって申込みをした者と契約をしようとするとき。
- (8) 緊急の必要により契約をするとき。

☛注意

- ① 競争入札を原則とする契約方式の例外であることを認識し、一部に偏重することのないよう、競争入札参加資格登録名簿を活用し、幅広い観点で契約者を選定すること。
- ② 他の部署で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- ③ 業務内容を熟知しており、信頼性があることや、精通していること等を理由に契約者を限定させないこと。
- ④ 一者特命随意契約とする場合は、透明性を高めるため、どのような業務内容でどのような理由で一者しかいないと判断したのかなど、過程及び適用法令を具体的に明記した理由書を作成すること。

7 業者選定（むかわ町入札参加者指名選考委員会）について

入札参加者の指名等を厳正かつ適正に行うため、むかわ町入札参加者指名選考委員会を設置し、次の事項は業者選定の審議の対象とする。

- (1) 業者の選定（1件の設計金額が次に掲げる金額以上のもの）
 - ① 建設工事 250万円
 - ② 委託業務（継続的な業務を除く） 250万円
 - ③ 物品購入等 150万円
- (2) 町長から特に意見を求められた事項
- (3) その他必要を認める事項

☛注意

選定事業者は、審議対象の有無に限らず、競争入札参加資格登録を原則有していること。

① 入札参加資格者指名選考の考え方

- (1) 受注機会の確保と町内事業者の健全な発展に配慮
 - ・ 町内事業者の参加機会に配慮
 - ・ 工種を適切妥当な範囲で区分し発注
- (2) 地元事業者の考え方
 - ・ 町内に本社・本店を有する事業所
 - ・ 町内に支店・出張所・営業所等を有する事業所
- (3) 工事
 - ・ 格付基準により工法等考慮し指名
- (4) 工事設計業務
 - ・ 各種設計業務の区分に応じ、過去の指名・受注実績を考慮し指名

※入札参加者指名選考委員会では、できる限り多くの者から見積りを徴し、価格を比較検討し、最も有利な価格で契約するため、3者以上を選定する。事業の設計によっては、2者以下となることもあるため、入札参加者指名選考委員会では、厳正かつ適正に選定する。

② 入札参加者指名選考委員会委員体制

入札参加者指名選考委員会は、副町長のほか、各課長の中から、町長が任命する職員をもって組織する。

8 契約内容の公表について

(1) 公表の内容と期間

むかわ町入札参加者指名選考委員会で選定したもののうち、一者特命随意契約を締結したものを公表する。

○ 公表内容

- (1) 契約を締結した年月日
- (2) 契約の名称及び数量
- (3) 契約金額
- (4) 契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 適用条項
- (6) 契約の相手方を選定した理由

○ 公表期間

当該契約の履行開始日の属する年度の3月31日まで行う。

○ 公表時期

契約締結後速やかに公表する。

(2) 公表用様式

随意契約公表対象一覧表

No	契約日	契約名称	数量	契約金額 (税込:円)	契約の相手方	住所	適用条項	契約の相手方を選定した理由
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								